

山口公民館利用サークル連絡協議会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は山口公民館利用サークル連絡協議会と称し、その事務所を山口まちづくりセンター（公民館）内に置く。

(組織)

第2条 本会は原則として山口まちづくりセンター（公民館）にサークル登録をし、且つ本会への加入意思を表したサークルを以て組織する。

(目的)

第3条 本会は山口まちづくりセンター（公民館）と連携・協議し、各サークルのより良い活動と円滑なる運営をたすけ、またサークル相互の交流を図り、さらには豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会教育施設としての公民館のより良い利用について公民館と連携・協議する。
- (2) 各サークル間の交流を図るための事業を行う。
- (3) 公民館行事および地域行事の参画について協議・調整する。
- (4) その他必要な事業を行う。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
会長1人、副会長1人以上、庶務2人、会計1人以上、
幹事若干名、会計監査2人

- 2 本会には、相談役を置くことができる。相談役の任期は1年とする。
但し、役員会の承認のもとに、1年を超えて置くことを妨げない。

(役員を選出)

第6条 相談役には前会長が当たる。

その他の役員を選出は、全体会の承認を得て決定する。

役員に欠員が生じたときは、役員会で推薦補充し、速やかに各サークルに通知をする。任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 相談役はそ経験を生かし、必要に応じて相談にのり助言する。

会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

庶務は必要な会務を処理し、記録を管理保管する。

会計は本会の会計を処理する。

幹事は必要な会務を分担し処理する。

会計監査はその年度の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は全体会と役員会とし、会長が招集する。

(全体会)

第9条 全体会は本会に加入した全サークルの代表者により構成する。

全体会は定期全体会と、必要に応じ開催する臨時全体会とする。

定期全体会は年度当初に開催し、次の事項について議決する。

- (1) 事業報告および決算報告に関する事項。
- (2) 事業計画および予算に関する事項。
- (3) 役員選出の承認に関する事項。
- (4) 会則の改廃に関する事項。
- (5) その他、本会に関する重要な事項。

(役員会)

第10条 役員会は全役員で構成し、次の事項につき審議する。

- (1) 全体会に提出する議案
- (2) 本会の事業ならびに企画・運営に関する事項
- (3) 各サークル間の連絡調整に関する事項
- (4) その他の事項

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計)

第12条 本会の会計は会費およびその他の収入をもってこれに当てる。

本会の会費は1サークル年間1,500円とする。

年度途中での加入サークルについては減額することがある。

(細則)

第13条 本会則の遂行に際し、必要があれば細則を別に定めることができる。

(付則) 本会則は昭和59年4月21日より施行する。

昭和62年	7月4日	一部改正
平成4年	5月17日	会費改正
平成13年	4月21日	一部改正
平成18年	4月22日	一部改正
平成20年	4月12日	一部改正
平成23年	4月16日	一部改正
平成25年	4月20日	一部改正
令和2年	7月16日	一部改正